

区長報告第一号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定に基づき、港区国民健康保険条例の一部を改正する条例を平成二十三年三月三十一日次のとおり処分したので、同法同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

平成二十三年五月二十七日

港区長 武井雅昭

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

港区国民健康保険条例（昭和三十四年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の八中「五十万円」を「五十一万円」に改める。

第十五条の十六中「十三万円」を「十四万円」に改める。

第十六条の五中「十万円」を「十二万円」に改める。

第十九条の二中「五十万円」を「五十一万円」に、「十三万円」を「十四万円」に、「が十万円」を「が十二万円」に、「十万円」を「十二万円」に改める。

付 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例第十五条の八、第十五条の十六、第十六条の五及び第十九条の二の規定は、平成二十三年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十二年度分までの保険料については、なお従前の例による。